

修学上における合理的配慮の調整について

作成日 2024年8月
学生支援センター

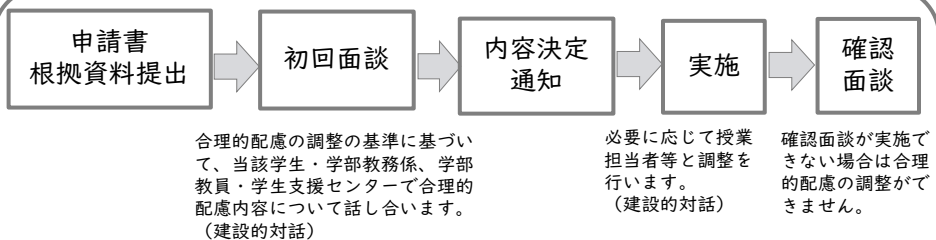
合理的配慮

修学場面における「合理的配慮」とは、本人のニーズに基づき、教育の本質を変えず、過度な負担のない範囲で、障がいのある学生が他の学生と同じように学ぶことができる機会を確保するために行う変更や調整のことです。建設的対話を通して配慮内容を決めます。
※単位取得を保障するためのものではありません。

合理的配慮の調整基準

- ①授業の本質および到達目標を変更せず評価基準を保つ
- ②他の学生と同様に授業の受講や評価を受ける同等な機会を提供する
- ③教育・事務・財政等において過重な負担をかけるものではない

修学上における合理的配慮調整の流れ



建設的対話

障がいのある学生本人の意思を尊重しながら、本人と大学が互いの現状を共有・認識し、双方でより適切な合理的配慮の内容を決定するための話し合いのことです。

学生、教員の双方での調整が難しい場合は学生所属学部教務係（米子キャンパスは学生係）または学生支援センターを交えて、話し合いを行います。
学生からの申し出、授業の本質、合理的配慮内容に照らして、状況確認をしながら、対応を行います。

建設的対話のポイント

- ・お互いを敬う（リスペクト）
- ・相手の話を最後まで聞く（アクティブリスニング・傾聴）
- ・到達目標を共有する
- ・対話をあきらめない

建設的対話の具体例

